

## 令和8年度 結核検査用消耗品単価契約

発注者 ○○○○（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約する物品、契約金額、規格品名、仕様、数量、納入期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

（納入の通知）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（契約金の支払い時期）

第4条 甲は、前条の検査を完了したのち、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第5条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（部分払い）

第6条 甲が必要と認める場合は、乙は、物品の完納前に物品の即納部分に相当する金額以内の金額の部分払いを甲に請求することができる。

（契約不適合責任）

第7条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 乙が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(補則)

第10条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)に定めるところによる。

(協議)

第11条 この契約書に約定していない事項について約定する必要があるとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

甲  
住所  
所属名 代表者名 印

乙  
住所  
社名  
代表者名 印

別表

1 購入単価

物 品 名	規 格	単 価	金 額 (税込)	備 考
クオンティフェロンTBゴ ールドプラス	192テスト			
クオンティフェロンTBゴ ールドプラスチューブ	50検体用			

但し、上記金額に10/110を乗じて得た金額が取引にかかる消費税である。

2 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 納入場所 大分県東部保健所

4 契約保証金 免除